

檜原村一般廃棄物処理基本計画
【概要版】

令和5年3月

檜原村

計画の基本的事項

◆ 計画改定の趣旨

檜原村一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するものです。檜原村（以下「本村」という。）では、平成30年3月に一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）を策定し、村民や事業者、西秋川衛生組合（以下「組合」という。）とともに、3Rの推進、適正な処理・処分を進めてきました。

一方、生活排水処理においては、秋川衛生組合の解散に伴い平成27年4月から組合において事務を承継しています。し尿を処理するだけでなく、発生した汚泥を奥多摩町特定環境保全公共下水道終末処理場の余剰汚泥とともに、平成31年3月から稼働した汚泥再生処理センターで資源化しています。

国では、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が令和元年10月に施行され、国や自治体、企業、消費者が食品ロスの削減に取り組んでいます。また、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」が令和元年5月に策定され、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等の解決を図ろうとしています。近年では、令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、新しい生活様式が定着し、ごみの排出量に変化が生じました。

このように、計画策定の前提となっている諸条件が変動していることから、これまでの廃棄物施策に関する評価を行うとともに、前計画の見直しを行うこととしました。

◆ 計画期間/点検、評価及び見直し

本計画の計画目標年度を令和14年度とします。また、前計画の中間目標年度が令和7年度であったことから、中間目標年度を令和7年度とします。

なお、今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、概ね5年ごと又は本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。

年度	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)
内容・計画期間	計画策定			中間目標年度		見直し（予定）					計画目標年度

図 1 計画期間と計画目標年度

ごみ処理の現状と課題

◆ 排出量の実績

総排出量

本村の集団回収を含めた総排出量は、令和3年度が過去5年間で最も減少しました。種類別では、過去5年間で資源及び有害ごみは減少していますが、不燃ごみ、粗大ごみは増加しています。

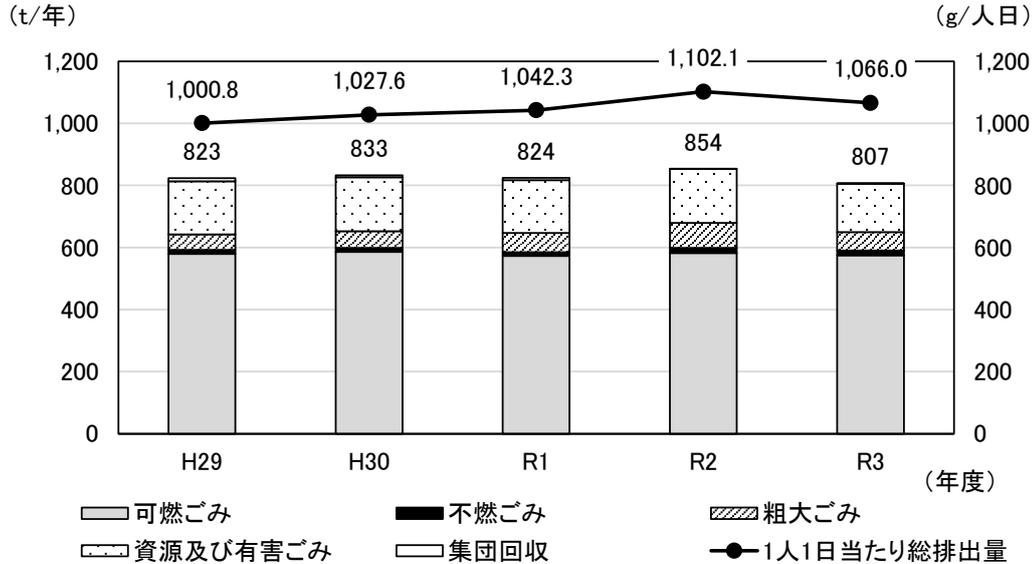


図2 ごみ排出量の実績

令和3年度の排出割合は、可燃ごみが71.3%、資源及び有害ごみが19.3%を占めています。

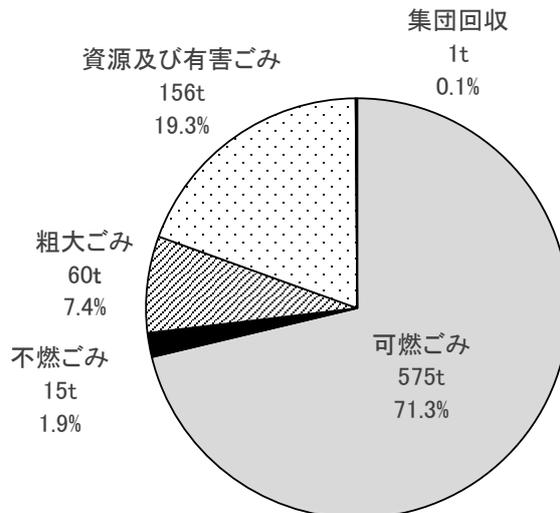


図3 令和3年度の区分別の排出割合

◆ 処理・処分の実績

熱回収施設への搬入量

収集・運搬された可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは、組合の高尾清掃センターに搬入しています。熱回収施設への搬入量（不燃・粗大ごみ処理設備を含む）は平成29年度から令和元年度まで約700t程度で推移していましたが、令和2年度に増加し、令和3年は減少に転じました。

表1 熱回収施設への搬入量（不燃・粗大ごみ処理設備を含む）の実績

区分\年度		H29	H30	R1	R2	R3
熱回収施設搬入量 (不燃・粗大ごみ処理設備 含む)	t/年	710	731	721	753	712
可燃ごみ	t/年	579	586	573	582	575
不燃ごみ	t/年	13	13	12	17	15
粗大ごみ	t/年	50	53	62	80	60
可燃残渣	t/年	6	6	7	8	7
掘り起こしごみ	t/年	62	65	61	60	50
助燃剤※	t/年	-	8	6	6	5
災害ごみ	t/年	0	0	0	0	0
搬出物	t/年	97	115	126	134	114
焼却残渣(飛灰)	t/年	33	34	37	38	35
スラグ	t/年	42	64	70	73	57
アルミ類	t/年	1	1	2	2	2
ミックスメタル	t/年	0	1	0	0	0
鉄	t/年	9	9	10	9	8
鉄(不燃・粗大)	t/年	5	6	7	8	6
非鉄	t/年	0	0	0	0	0
破碎不適物	t/年	7	0	0	4	6

※助燃剤:汚泥再生処理センターで発生した汚泥を、脱水機により含水率70%以下に脱水し、助燃剤として有効利用しています。なお、熱回収施設が稼働する平成30年10月以前は、民間業者に処理を委託していました。

リサイクル施設への搬入量

リサイクル施設への搬入量は、過去5年間で令和3年度が最も減少しています。

表2 リサイクル施設への搬入量の実績

区分\年度		H29	H30	R1	R2	R3	
リサイクル施設搬入量	t/年	171	174	170	174	156	
搬出物	処理残渣	t/年	6	6	7	8	7
	資源物	t/年	160	164	157	158	145
	選別有害物	t/年	1	2	2	1	1

資源化量と資源化率

資源化率は令和元年度に 30.9%となりましたが、令和 2 年度以降は減少しています。

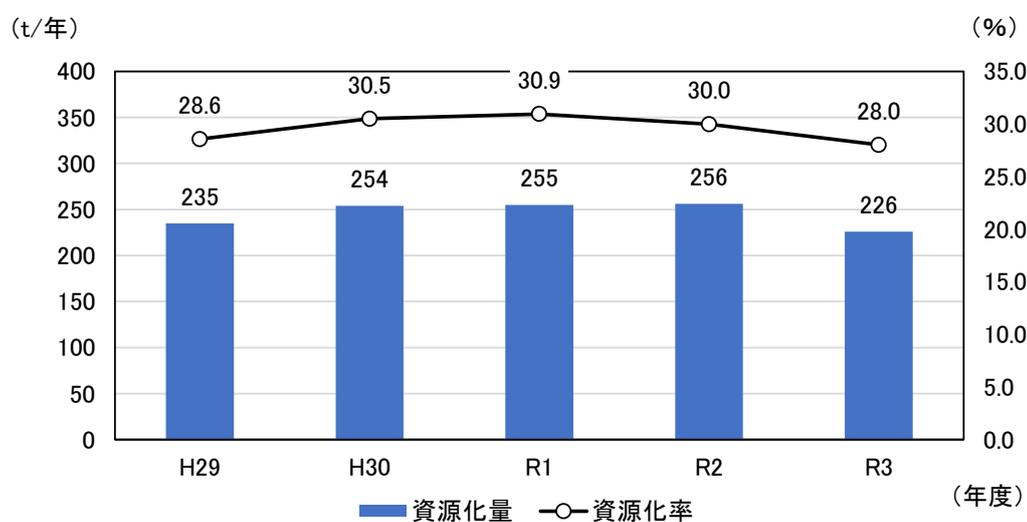


図 4 資源化量と資源化率の実績

最終処分

最終処分量の実績を表 3 に示します。

表 3 最終処分量の実績

区分\年度		H29	H30	R1	R2	R3
埋立量	t/年	33	34	37	38	35
焼却残渣(飛灰)	t/年	33	34	37	38	35

ごみ処理基本計画

◆ 基本理念と基本方針

本計画におけるごみ処理に関する目指すべき姿及び基本方針は、前計画で定めたとおりとし、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、住民・事業者・行政の三者の協働による3Rの推進により、環境負荷の少ない資源循環型社会システムの構築を目指します。

『環境負荷の少ない資源循環型社会システムの構築』

基本方針Ⅰ：

循環型社会形成の推進



具体的な方策・施策を定め、適正処理の徹底及び再資源化量の増加を目指します。

減量化・再使用：啓発活動を行います。

再資源化：ごみの分別収集の徹底を図り、資源化と併せて、再生品等の積極的な利用に努めます。

余熱利用：中間処理施設における余熱の利用に努めます。

基本方針Ⅱ：

適正処理・処分の推進



中間処理及び最終処分は、安定安心で環境負荷の少ない処理・処分を行います。

○中間処理施設の計画と維持管理

資源化できないごみを適正に処理し、環境保全を図るため、長期的に安定した処理性能を維持できる施設計画を行うとともに、費用対効果の高い適正な維持管理方法の検討を行います。

○最終処分容量の確保

ごみの減量化・減容化を行うことにより最終処分場の負荷軽減を図ります。

基本方針Ⅲ：

生活環境・自然環境の確保



適正な中間処理及び適正な最終処分を行うことで安定した生活環境の確保と自然環境の保全に努めます。

◆ 目標値

◆ 中間目標年度（令和7年度）における目標値

- ・ 1人1日当たり総排出量（資源除く）：令和3年度比で約152g/人日削減
- ・ 資源化率：約33%
- ・ 最終処分量：令和3年度比で約12t/年削減

◆ 計画目標年度（令和14年度）における目標値

- ・ 1人1日当たり総排出量（資源除く）：令和3年度比で約192g/人日削減
- ・ 資源化率：約35%
- ・ 最終処分量：令和3年度比で約16t/年削減

表4 目標値を達成した場合の指標

	令和3年度 実績	令和7年度 中間目標年度	令和14年度 目標年度
1人1日当たり排出量 (資源除く)	858.6 g/人日	706.7 g/人日 (約152 g削減)	666.9 g/人日 (約192 g削減)
資源化率	28.0%	33.4%	35.3%
最終処分量	35 t/年	23 t/年 (12 t削減)	19 t/年 (16 t削減)

◆ 発生抑制・排出抑制計画

循環型社会の形成

① 食品ロスの削減

日本では、本来食べられるのに廃棄されているもの、いわゆる「食品ロス」の排出量は、約600万t（平成30年度農林水産省推計）と推計されています。

令和元年10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、東京都でも食品ロス削減推進法に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を令和3年3月に策定しています。

組合で焼却している可燃ごみ中の生ごみ類の割合は16%程度（乾燥重量ベース）ですが、生ごみ類は水分を多く含んでいることから、実際には、生ごみ類が可燃ごみの3~4割程度を占めていると考えられます。

そこで、本村では、家庭での生ごみの堆肥化を推進するため、生ごみ処理機器購入の際の補助などを行っていますが、そのほかにも施策を検討し、実施できるよう努めます。



② 体験学習の場の構築

児童・生徒が実際にごみ収集業務を体験することや、処理場の見学会等をおして、ごみの処理過程に直接肌で触れることができるような仕組み作りの構築を図ります。

③ 学校教育に対する支援、協力、協働

学校教育の中で既に実施されている、ごみの減量化や環境対策に関する様々な取り組みに対して支援や協力、協働を図ります。

④ 出張授業や収集車の展示説明会等の実施

ごみの分別やリサイクルの必要性など、環境問題に対する知識を深めるため、関係職員による出張授業や収集車の展示説明会等を実施し、児童・生徒が関心を抱くような事業を推進します。

⑤ 広報・啓発活動

ごみの正しい分け方・出し方、収集日程の情報に加え、ごみ処理状況、資源化の実績、不法投棄の防止等について、ホームページや広報を用い定期的に情報発信することで、住民のごみに関する理解を深めていきます。

また、ごみ分別の周知や徹底を意識づけるため、啓発ポスターや啓発マスコット、作文等を募集し、それらを公開します。

⑥ 水切りの徹底

可燃ごみの約 50%を占めている水分の減量化を図ることで、処理場への負担を減らすため、生ごみを捨てる前に水分を切る、ひとにぎり運動を推奨します。

⑦ 生ごみの堆肥化についての普及啓発

家庭から出されるごみの3~4割を占めるといわれている生ごみから良質な堆肥を作り、地域の花壇等で使用するなど、生ごみの堆肥化に向け、生ごみ処理機器の普及やダンボールコンポスト等、住民が気軽に取り組める活動を普及啓発していきます。

⑧ 住民感覚の3Rの推進

住民の持つ、ごみ減量や資源化に関するアイデアを募集し、広く周知することで個人の取り組みを3R推進のアイデアとして活用していきます。

⑨ 観光ごみ持ち帰りの啓発運動

観光シーズンに多量に排出される観光ごみについて、減量化を図るためごみ持ち帰りの啓発運動を実施します。

⑩ 不用品交換情報の発信

不用品に関して『譲りたいもの・譲り受けたいもの』を調整し、必要な誰かに再び利用してもらうことでリユースを推進します。

⑪ 資源収集日の調整（増加）

家庭からの資源を効率的に収集することで、資源化率の向上を図るため、資源の収集日及び場所について調整（増加）を図ります。

⑫ 資源回収団体についての補助内容の見直し

資源回収団体についての補助内容を見直し、資源回収を実施する団体の育成を図ります。

⑬ ごみ減量に向けた標語やポスターの募集

ごみ減量に向けた標語やポスターを募集し、収集車等に表示することで住民の関心を高めます。

⑭ 資源分別の徹底

組合において実施している乾燥重量ベースのごみの性状調査によると、可燃ごみにおいて一番ウエイトが高いのは紙類であり、その中には資源である紙類等が混入していることが想定できます。そのため、理解しやすい分別方法マニュアルの作成やごみ分別に関する住民説明会等の実施により、資源分別の周知徹底を図ります。

⑮ 集団回収等の実施

ごみの減量化及び資源の有効利用を図るため、生活の中から排出される再生利用が可能な資源を回収する集団回収等への積極的な参加を促していきます。

⑯ ごみの戸別収集・有料化の検討

ごみ排出責任の明確化を図るための戸別収集、ごみの減量化の促進及び公平性を確保する観点から、排出量に応じた負担方法とする有料化の導入について、現状を踏まえ慎重に検討を行います。



適正処理・処分の推進

① 熱回収

溶融処理により発生する熱エネルギーで発電を行います（サーマルリサイクル）。

② 最終処分場再生

埋め立てられているごみを掘り起こし、最終処分場の再生事業に取り組んできました。また、熱回収施設で発生した溶融スラグを土木資材等として有効利用を図ることで、組合及び構成市町村の貴重な財産である最終処分場の延命、再生により循環型社会の構築を図ります。



生活環境・自然環境の確保

① 持込みごみの受入

平成 28 年 4 月より開始している持込みごみの受入れにより、ごみの排出量が増加しないように、今後も経過観察を行います。

② ごみ焼却に伴う環境負荷の低減

環境に配慮した処理を進めるため、構成市町村と協働で、環境基準に基づく有害物質の管理及びダイオキシン類による環境への負荷を低減し、これらの有害物質の発生抑制などの対策を講じていきます。

③ 清掃工場の適正管理

ごみ処理施設の適正管理については、「廃棄物処理法」第 8 条に基づく維持管理計画による機器の整備やメンテナンスを定期的に行うことにより、安定したごみ処理を行います。

④ 最終処分場の適正管理

最終処分場の適正管理については、「廃棄物処理法」第 8 条に基づく維持管理計画により適正管理します。



減量化・資源化のための役割分担

「環境負荷の少ない資源循環型社会システムの構築」を実現するためには、住民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが大切です。そこで、本村では、組合や構成市町村と協働で施策を展開し、役割分担を明確にした上でごみの減量化を図っていきます。

生活排水処理基本計画

◆ 基本方針



生活排水に係る理念、目標

豊かな自然環境の保全を進めていくためには、公共用水域の水質保全を図ることが必要です。水質を保全するためには、生活排水処理の役割が重要となっています。

そこで、生活排水を適正に処理し、公共用水域の汚濁による環境負荷の軽減を目指します。

生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理は、公共下水道の整備による処理を基本としています。ただし、財政的に多大な負担がかかることや、地理的条件などから、本村ではこれまでどおり、公共下水道で処理する区域と合併処理浄化槽で処理する区域に分けて整備を進めます。

また、し尿及び浄化槽汚泥は、組合が管理・運営する汚泥再生処理センターで引き続き処理を行います。

◆ 目標年度

本計画の計画期間は、ごみ処理基本計画と同じく令和 4 年度を計画初年度、目標年度を令和 14 年度とします。

なお、今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、概ね 5 年ごと又は本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。

◆ 生活排水処理の現状

処理形態別人口の現状

本村の処理形態別人口の実績を図 5 に示します。

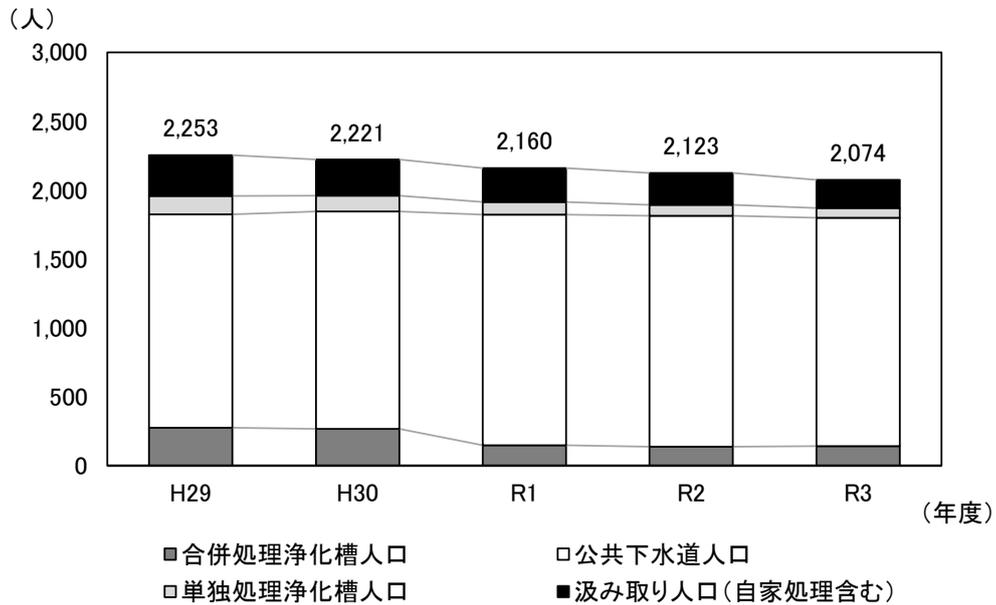


図 5 処理形態別人口の実績

し尿・浄化槽汚泥排出量の状況

し尿・浄化槽汚泥排出量の実績を図 6 に示します。

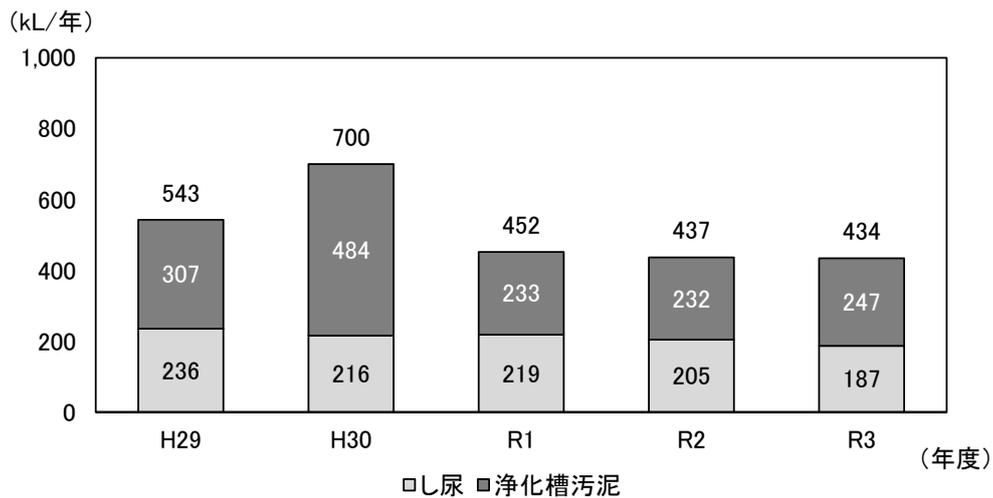


図 6 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績

◆ 基本フレームの設定

生活排水処理形態別人口の見込み

生活排水処理形態別人口の予測結果を図 7 に示します。

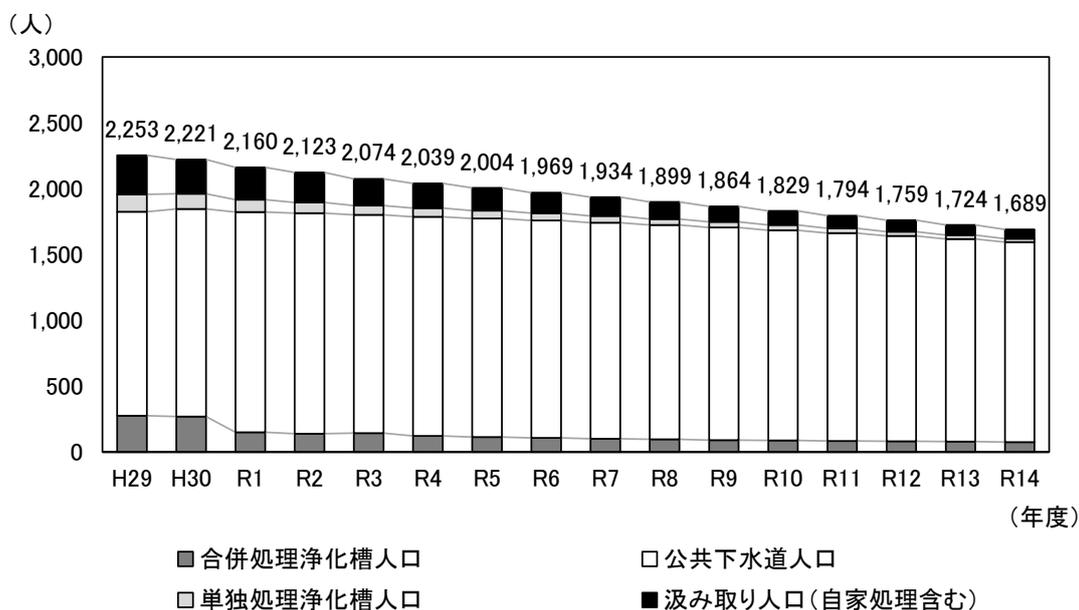


図 7 生活排水処理形態別人口の予測結果

し尿及び浄化槽汚泥排出量の見込み

し尿及び浄化槽汚泥の将来排出量は、各処理形態別人口の予測結果にし尿及び浄化槽汚泥原単位を乗じて算定しています。

表 5 収集・運搬量の将来推移

区 分		実績	予測	
		R3	R7	R14
収集人口	し尿 (人)	169	118	61
	浄化槽汚泥 (人)	213	149	101
	単独処理浄化槽 (人)	71	50	27
	合併処理浄化槽 (人)	142	99	74
	計 (人)	382	267	162
収集量	し尿 (kL/年)	187	121	63
	浄化槽汚泥 (kL/年)	247	156	109
	単独処理浄化槽 (kL/年)	-	37	20
	合併処理浄化槽 (kL/年)	-	119	89
	計 (kL/年)	434	277	172
原単位	し尿 (L/人日)	3.03	2.81	2.81
	浄化槽汚泥 (L/人日)	3.18	2.87	2.96
	単独処理浄化槽 (L/人日)	2.27	2.05	2.05
	合併処理浄化槽 (L/人日)	3.63	3.28	3.28

◆ 生活排水処理基本計画

生活排水処理基本計画

○ 収集・運搬計画

収集・運搬の範囲は現行どおり、本村の行政区域全域とします。

また、し尿の収集・運搬は、委託業者が行っており、浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者が行っています。今後も安定的かつ効率的な収集ができるよう現行体制を維持します。

○ 中間処理計画

現在、し尿・浄化槽汚泥は組合の汚泥再生処理センターで処理し、処理水は秋川に放流しています。今後も安定した処理ができるよう現行体制を維持します。

○ 資源化・有効利用計画

し尿・浄化槽汚泥を中間処理した後の脱水汚泥は、奥多摩町特定環境保全公共下水道終末処理場（奥多摩町小河内浄化センター）から排出される濃縮汚泥とあわせて処理し、含水率70%以下に脱水して助燃剤化し、高尾清掃センターの熱回収施設で有効利用します。

生活排水処理区域計画

本村では、公共下水道事業、合併処理浄化槽設置補助事業を実施しています。

事業にあたっては地域性等を考慮し、効果的に生活排水の処理ができるよう処理方式及び処理区域の検討を行います。

その他検討すべき事項

○ 生活排水の汚濁負荷削減のための方策

非水洗化区域において、公共用水域の水質汚濁の主な原因となる調理くずや廃食用油を排水溝等に流さないように、住民への広報・啓発を行っています。本村では引き続き、広報・啓発活動を積極的に行い、適切な生活排水処理の実現を目指します。

○ 合併処理浄化槽の普及促進

単独処理浄化槽等の処理世帯では、未処理の生活雑排水が公共用水域へ排出されていることから、公共下水道の整備区域外の住宅で、単独処理浄化槽を設置している世帯に対し、合併処理浄化槽への転換を啓発しています。本村では引き続き、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

○ 住民に対する広報・啓発

住民に対し、生活排水処理対策の必要性について、本村では引き続き、広報・啓発を行います。

また、単独処理浄化槽等の処理世帯については、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

なお、浄化槽は適切な維持管理を行わなければ、処理能力が低下し、十分に処理されていない排水が公共用水域に排出され、水質汚濁の原因となります。浄化槽の維持管理は浄化槽管理者の責任の下で行うことが浄化槽法等で義務づけられていることから、引き続き、広報等によりその必要性を啓発します。